**平成２２年（フ）第１７４号**
三重県三重郡菰野町菰野2425―３、住民票上の住所三重県津市河芸町久知野1403番地９
債務者　別府　栄司
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１８３号**
三重県いなべ市大安町梅戸1027番地15
債務者　北住由美香
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１８６号**
三重県桑名市里町50番地　タウニー里203号
債務者　山田　智秋
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１８７号**
三重県いなべ市北勢町東村1399番地３
債務者　清水　賢二
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１８８号**
三重県桑名市大字江場８番地　東新町市営住宅152号
債務者　田川　和信
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１９０号**
三重県四日市市大字東阿倉川178番地１
債務者　山田富志美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第１１０号**
滋賀県彦根市八坂町1956番地５　県営八坂団地２棟234号
債務者　山下　都乃
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第２４４号**
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1103号、前住所兵庫県西宮市名塩南台３丁目１番地12
債務者　山崎　哲郎
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第２５０号**
兵庫県伊丹市梅ノ木１丁目１番２号梅ノ木アパート
債務者　栄　　廣政
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第７２号**
兵庫県豊岡市泉町６番12号、前住所兵庫県豊岡市立野町13番27号　立野ハイツ６号
債務者　清水　弘美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第７９号**
兵庫県豊岡市江本13番地　市営今森住宅２―501号室
債務者　木村　　猛
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第４９号**
兵庫県洲本市本町３丁目１番16号、前住所兵庫県洲本市本町４丁目２番29号
債務者　鍛　満知子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４０号**
山口県下関市秋根新町５番１―507号　公団住宅
債務者　徳森惠津子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第１７２号**
山口県下関市東大和町１丁目４番34号
債務者　木村　玉青
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第１８８号**
山口県下関市綾羅木南町３丁目10番９号
債務者　羽根　仁美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第１９１号**
山口県下関市富任町６丁目３番５号
債務者　田中　淳子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第１９３号**
山口県下関市彦島塩浜町３丁目６番12号
債務者　島崎　　実
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係